

○町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例

平成10年9月30日

条例第24号

環境資源部環境保全課

改正 平成21年6月26日条例第22号

(題名改称)

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 禁止行為（第8条・第8条の2）

第3章 美化推進重点区域及び道路等喫煙禁止区域（第9条・第10条）

第4章 自動販売機の設置届出等（第11条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第22条）

第6章 罰則（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、あきかん等及び吸い殻等の散乱の防止並びに公共の場所における喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図るとともに、安全で快適な歩行空間を確保し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(平21条例22・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あきかん等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。

- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するあきかん等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) 市民等 町田市（以下「市」という。）内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で容器入り飲料、たばこ及びチューインガムの製造、加工、販売等を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 あきかん等を回収するための容器をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される屋外の場所をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを持つことをいう。

（平 2 1 条例 2 2 ・一部改正）

（市長の責務）

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、あきかん等及び吸い殻等の散乱の防止並びに公共の場所における喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止に関する施策（以下「施策」という。）を実施するものとする。

2 市長は、あきかん等及び吸い殻等の散乱の防止並びに公共の場所における喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止に関し、市民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、必要な指導又は助言を行うよう努めなければならない。

（平 2 1 条例 2 2 ・一部改正）

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、屋外で自ら生じさせたあきかん等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納し、地域の環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、市が行う施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、あきかん等及び吸い殻等の散乱防止を図るため、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 容器入り飲料を販売する者は、あきかん等の散乱防止を図るため、容器入り飲料を販売する場所への回収容器の設置及び回収されたあきかん等の再利用の促進に努めなければならない。

3 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止を図るため、たばこを販売する場所への吸い殻入れの設置及びその適正な維持管理に努めなければならない。

4 事業者は、市が行う施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 喫煙をする者（以下「喫煙者」という。）は、屋外で歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。

2 喫煙者は、屋外で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。

3 喫煙者は、市が行う施策に協力しなければならない。

(平21条例22・一部改正)

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、あきかん等及び吸い殻等が捨てられないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、市が行う施策に協力しなければならない。

第2章 禁止行為

(投棄の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び自己が所有し、占有し、又は管理する以外の土地又は建物等にあきかん等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(平21条例22・一部改正)

(喫煙の禁止)

第8条の2 市民等は、第9条の2第1項に規定する道路等喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙場所においては、この限りでない。

(平21条例22・追加)

### 第3章 美化推進重点区域及び道路等喫煙禁止区域

(平21条例22・改称)

(美化推進重点区域の指定)

第9条 市長は、あきかん等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認める区域を美化推進重点区域として指定することができる。

2 市長は、美化推進重点区域の指定を存続させる必要がなくなったと認めるときは、美化推進重点区域の指定を解除することができる。

3 市長は、美化推進重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(道路等喫煙禁止区域の指定)

第9条の2 市長は、美化推進重点区域内において、公共の場所における喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、安全を確保することが特に必要と認める区域を道路等喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、道路等喫煙禁止区域の指定又は解除について準用する。

(平21条例22・追加)

(美化推進指導員)

第10条 市長は、美化推進重点区域内のあきかん等及び吸い殻等の散乱の防止並びに道路等喫煙禁止区域内の公共の場所における喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進指導員(以下「指導員」という。)を委嘱することができる。

2 指導員は、美化推進重点区域内であきかん等及び吸い殻等を捨てた者に対し、そ

の行為の中止又は原状回復を命令することができる。

3 指導員は、道路等喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙をした者に対し、その行為の中止を命令することができる。

4 指導員は、その活動を行うときは身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 2 1 条例 2 2 ・ 一部改正)

#### 第 4 章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の届出)

第 1 1 条 あきかん等の散乱防止を図るため、自動販売機(町田市規則(以下「規則」という。))で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により容器入り飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

第 1 2 条 前条の規定による届出を行った者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る同条第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したとき又は当該届出に係る前条第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第13条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出に係る勧告及び命令)

第14条 市長は、自動販売機により容器入り飲料を販売する者が第11条、第12条(廃止の届出に係る部分を除く。)若しくは前条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったときは、その者に対し、届出を行い、又は適正な届出を行うべき旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて、必要な届出を行うべき旨を命令することができる。

(届出済証)

第15条 市長は、第11条、第12条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第13条第3項の規定による届出(前条の規定による勧告又は命令に基づく届出を含む。)があったときは、当該届出を行った者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすいところに当該届出済証をはり付けておかななければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第16条 自動販売機により容器入り飲料を販売する者は、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、その機能が十分発揮されるように適正な管理をしなければならない。

(回収容器に係る勧告及び命令)

第17条 市長は、自動販売機により容器入り飲料を販売している者が前条の規定に

違反しているときは、その者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべき旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨を命令することができる。

(公表)

第18条 市長は、次に掲げる者について、その旨及びその内容を公表することができる。

(1) 第14条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

第5章 雑則

(報告の徴収等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、あきかん等及び吸い殻等の散乱防止に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第20条 市長は、あきかん等及び吸い殻等の散乱又は回収容器の設置及び管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に、あきかん等若しくは吸い殻等の散乱している土地又は回収容器若しくは自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係法令の活用)

第21条 市長は、あきかん等及び吸い殻等の散乱を防止するため、関係法令の積極的活用を図るものとする。

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 2 3 条 第 1 7 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 4 条 第 1 4 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 5 条 美化推進重点区域内において、第 8 条の規定に違反した者は、2 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 2 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第 2 7 条 第 1 0 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、2, 0 0 0 円以下の過料に処する。

(平 2 1 条例 2 2 ・追加)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(町田市あきかん等の散乱防止に関する条例の廃止)

2 町田市あきかん等の散乱防止に関する条例（平成 5 年 9 月町田市条例第 2 9 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた届出は、この条例の相当規



定により行われた届出とみなす。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第 26 条」を「第 27 条」に改める部分に限る。）及び第 26 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。